報第４４号

専決処分報告について
（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和７年（２０２５年）１０月８日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第２３号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和７年（２０２５年）９月２５日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年２月２６日条例第２号）

改正後	改正前
（虐待等の禁止） **第12条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第12条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。